

## 新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が 利用者に情報提供すべき事項

### 1. ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

#### (1) 検査を提供する機関の基本情報及び問い合わせ先

名称: 公益財団法人群馬県健康づくり財団

住所: 前橋市堀之下町 16-1

受付時間: 8:30～17:15

問い合わせ先: 027-269-7405

#### (2) 検査費用(この検査は、自費による検査です。)

・検査費用 20,000 円/件

\*同時に 10 検体以上の検査依頼があった場合は 13,000 円/件

・証明書費用 2,000 円/件

\*医師の診察をうけていただく場合がございます。

#### (3) 検査費用に含まれるサービスの内容

検査分析

#### (4) 検査(分析)を実施する機関の種類

衛生検査所

#### (5) 医師による診断の有無

有

#### (6) 医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関

—

#### (7) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否

可(英語)

#### (8) 検査(分析)方法

リアルタイム RT-PCR 法

#### (9) 検体採取方法

唾液

#### (10) 検査時間(検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間)

3営業日

#### (11) 検査人数

1日40人程度まで

(12)その他

- ・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合:準拠している
- ・精度の確保に係る責任者を配置している場合:有
- ・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合:有
- ・検査(分析)機関が内部精度管理を行っている場合:有
- ・検査(分析)機関が外部精度管理の受検を行っている場合:有
- ・検査方法(検体採取・保管・輸送・分析の方法)に関する書面の交付がある場合:有

2.利用者に説明する事項

- ①発熱、呼吸困難、強い倦怠感、風邪の症状、味覚や嗅覚の異常を感じるなど新型コロナウイルス感染症に該当する症状が出ている方、新型コロナウイルス感染症に罹患した者と接触したことが明らかな方は、当検査の対象としません。かかりつけの医療機関またはお住いの地域の受診・相談センターへ電話で相談してください。
- ②医師による診断を伴わない検査で結果が「陽性」の場合は、ご自分で身近な医療機関または受診・相談センターへ電話で相談してください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があります。
- ③医師による診断を伴う検査により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、当診療所の医師が感染症法に基づき届出を行いますので、ご承知おきください。
- ④PCR検査は、国の指針のとおりを実施しても、偽陽性・偽陰性となる可能性があります。
- ⑤検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性がります。引き続き、感染予防に努める必要があります。